

ケース別

地域社会の迷惑行為 困難事案対応のヒント

共編 中村 剛 (弁護士)
中村 英示 (弁護士)
古屋 丈順 (弁護士)

著 遠藤 真紀 (弁護士)
荻野 友輔 (弁護士)
木村 裕史 (弁護士)
森 伸恵 (弁護士)

新日本法規

〔11〕 遊歩道における自転車等の走行に関する事案

私の街では、駅に向かう途中に大きな遊歩道があるのですが、駅までの通り道として便利だからか自転車に乗ったまま通行していく人が多くて危ないと思っています。また、最近は電動キックボードに乗って通っていく人の姿も見かけます。遊歩道は自転車などに乗ったまま通ってよいのでしょうか。

対応のポイント

- ・遊歩道が歩行者専用となっているような場合、自転車や電動キックボードに乗ったまま通行すると道路交通法違反に問われる可能性がある。
- ・対策としては、まずは走行したまま通行する場合の危険性やマナー向上のための声掛けやアナウンス、啓蒙のための看板設置などが考えられる。
- ・悪質な自転車利用者が多い場合には、警察と連携して指導や警告、取締りをしてもらうことも考えられる。

解説

1 多様化する移動手段

コロナ禍の影響により、公共交通機関の利用を避ける人が増えたためか、近年は自転車の利用者が増加しています。また、普通自転車以外でも、電動式のモーターにより走行する電動キックボードや、オートバイとしての機能と自転車の機能の両方を持つペダル付きの原動機付自転車（モペッド）などが普及し、路上を走っている姿を見かける

ことが多くなりました。移動手段が多様化するに伴い、歩行者や他の車両との事故やトラブルが近年多く発生するようになりました。

2 各移動手段に関する規制

(1) 自転車

自転車は道路交通法で軽車両に分類され(道交2①十一イ)、「車両」(道交2①八)に当たりますので、遊歩道に都道府県公安委員会による車両進入禁止や歩行者用道路(歩行者専用)である旨の標識が設置されている場合、自転車は通行できません(道交8①)。

もっとも、道路標識により、自転車歩行者専用道路である旨の表記がある場合や、歩行者専用の標識があっても「自転車を除く」の補助標識がある場合、「普通自転車歩道通行可」との標識がある場合には自転車であっても通行可能です。また、自転車を降りて押して通行する場合には、道路交通法2条3項2号により歩行者として扱われます。

なお、自転車歩行者専用道路とは異なり、歩行者専用とされる場合に補助標識で自転車の通行が可能とされる場合には、自転車の利用者は走行時に特に歩行者に注意して徐行しなければならない義務が課されています(道交9)。

(2) ペダル付きの原動機付自転車(モペッド)

ペダル付きの原動機付自転車(モペッド)とは、自転車のペダルが付いた原動機付自転車であり、自転車として乗ることも、原動機付自転車として乗ることも可能というものです。動力源には、ガソリンを使うタイプと電気モーターを使うタイプがあります。

電気モーターを使うタイプの場合、いわゆる電動アシスト付き自転車に近くなりますが、電動アシスト付き自転車の場合はあくまで運転者がペダルを漕ぐのをアシストするだけなのに対し、ペダル付きの原動機付自転車の場合は、運転者がペダルを漕がなくても自動で走行で

きるとい違いがあります。そのため、ペダル付きの原動機付自転車は、道路交通法上、原動機付自転車として取り扱われ（平17・3・24警察庁丁交企発94等）、運転するには原動機付自転車を運転可能な運転免許が必要となります。

また、ペダル付きの原動機付自転車は原動機付自転車に区分されますので、自転車として人力で利用する場合であっても、原則として、歩道や歩行者専用である道路はもちろんのこと、自転車は通行可能とされる道路についても通行できません（「車両区分を変化させることができるモビリティ」を備えた車両を人力モードとして利用する場合には自転車としての取扱いになります（令3・6・28警察庁丁交発270・警察庁丁交指発60）。）。

(3) 電動キックボード

キックボードに電動式モーターとバッテリーを搭載した電動キックボードは、道路交通法上の「車両」に該当し、原則として、電動式モーターの出力に応じ、道路交通法上の原動機付自転車又は普通自動二輪車などの車両区分に分類されます。したがって、歩道や歩行者専用である道路はもちろんのこと、規制上自転車が通行できるとされる場合であっても、電動キックボードは原則として通行できませんし、運転するためには対応する運転免許が必要となります。もっとも、令和4年4月の道路交通法改正により「特定小型原動機付自転車」という区分が新設され、令和5年7月1日以降は、一定の条件を満たした電動キックボードは運転免許が不要（ただし、16歳未満の運転は禁止されます。）、ヘルメットの着用も努力義務となりました。また、「特定小型原動機付自転車」の中でも最高速度が時速6キロ以下に制限されている等の条件を満たしたものについては、「特例特定小型原動機付自転車」として、例外的に自転車通行可の歩道の通行が可能となります（警視庁ホームページ「電動キックボード等の交通事故防止関連」）。

[22] 公園でYouTubeの撮影をしている事案

公園でYouTubeの撮影をしている集団があり、広々と場所を占領して撮影しています。何とかやめてもらうことはできませんか。

対応のポイント

- ・ 撮影者が許可を得て撮影しているかを確認する。
- ・ 許可を得ていない場合、適切な機関に撮影許可申請を行うよう求める。
- ・ 苦情が多い場合は、立て看板等により撮影行為を禁止行為として示し、違反した場合に注意を行うとの措置も検討する。

解説

1 公園で撮影を行う場合の許可の要否

公園にて撮影する際、いかなる場合にも、撮影許可を要するわけではありません。例えば、家族や友人等との記念写真や風景写真を撮影する場合は、撮影許可申請をすることなく撮影することができます。

しかし、条例等により、撮影目的が営利である場合や、撮影目的が営利・非営利に関わらず、公園の一定の場所を一定の時間、排他的、独占的に使用し撮影するような場合には、許可申請が必要であると定められている自治体が多数あります（横浜市公園条例6など）。

この場合、撮影を行う者は、公園の管理事務所や自治体の窓口にて、許可申請を行う必要があります。

2 公園の禁止事項

(1) 公園に禁止事項を定める場合

条例上の禁止事項として定める場合や、マナーとして控えるよう制限する場合があります（〔21〕参照）。

(2) YouTubeの撮影を禁止事項とする場合

撮影態様等や他の利用者との関係による禁止事項の定め方にも注意が必要です。例えば、許可申請が必要でないと思われる、家族や友人との記念撮影の延長であるVlog（Video blog：日常風景等を映像等で記録するもの）撮影のような態様の撮影まで包含する定め方をしてしまうと、他の記念撮影との公平性を欠き、トラブルの元となってしまうおそれがあります。他方、他の利用者の肖像権に配慮するよう促す定め方をすることも考えられます。

3 対応方法

本件のような場合、公園の一定の場所を一定の時間、排他的、独占的に使用し撮影するものであるとして、許可申請が必要である公園においては、事前の許可が必要であるといえます。したがって、許可を得て撮影しているか、また、申請書類に記載したとおりの撮影を行っているかを確認し、許可がない場合、又は申請書類の記載とは異なる撮影を行っている場合には、撮影をやめるよう求めることが考えられます。

また、排他的、独占的に広大な場所を占領する撮影が続き、他の利用者からも不満の声が上がる場合は、公園の禁止事項として定め、立て看板等により禁止事項として示した後、本件のような撮影が行われる場合には、撮影を中止する又は撮影態様を変更する旨の注意を行うことが望ましいといえます。

ワンポイントアドバイス

自治体が相談を受けた場合、撮影者に対し、撮影の概要や他の利用者への影響等を確認しましょう。また、許可を要する撮影と判断した場合、許可の有無を確認し、必要に応じて指導を行うべきです。

また、苦情が重なり、撮影の制限等を検討する場合、公園の利用状態等も考慮し、必要な範囲での制限を検討することが望ましいといえます。

(遠藤 真紀)

[47] ネットへの書き込み（やり取りの動画公開）の事案

市民と窓口で対応した職員とのやり取りが、インターネット上に詳細に書き込まれており、それだけでなく、対応した職員を誹謗中傷するような書き込みもされていました。また、そのやり取りを録画した動画が、YouTubeで公開されていました。

対応のポイント

- ・表現の自由（知る権利）にも配慮する。
- ・名誉毀損、侮辱として警察に被害相談をする。
- ・投稿者の特定のために、書き込みは、日時、URLが表示される形で保存（スクリーンショット）しておく。
- ・庁舎管理権に基づく対応を行う。

解説

1 表現の自由（知る権利）に資する行為としての側面

一般論として、地方自治体職員の窓口での対応内容等をインターネット上に書き込むことは、憲法上も表現の自由（憲21①）として保障されており、法律上の問題が生じるものではありません。

2 名誉毀損、侮辱となる可能性

ただし、こうした表現の自由も、無制限に保障されるというわけではありません。上記事案では、対応した職員を誹謗中傷するような書

き込みがあり、こうした内容を書き込んだ場合、法律上の問題が生じる可能性があります。

まず、対応した職員について、その職員が特定できるようなかたちで、その社会的評価が低下するような具体的事実を書き込んだ場合、名誉毀損となる可能性があります。

例えば、「職員の〇〇が対応の際、市民に暴力を振るったり、怒鳴りつけたり、馬鹿にするような発言をしたりした」などの内容を書き込むことが考えられます。書き込んだ内容が真実であった場合、違法性が阻却されますが(刑230の2③)、虚偽であった場合、名誉毀損罪(刑230①)が成立する可能性があります。

具体的な事実の書き込みをしない場合、名誉毀損とはなりません、そのような場合であっても、職員を誹謗中傷するような書き込みは、侮辱となる可能性があります。例えば、具体的な根拠を示すことなく、「職員の〇〇が無能で馬鹿である」などの書き込みをした場合、侮辱罪(刑231)が成立する可能性があります。

なお、書き込みの中で、その職員を特定する情報(名前など)が記載されていなかったとしても、上記記事のように動画が公開されていて、その職員の顔がはっきり分かるような場合には、特定性が認められ、名誉毀損や侮辱となる可能性があります。

上記のように、犯罪の成立が認められる可能性もあるため、書き込みの内容がひどい場合には、警察に被害の相談をすることを検討しましょう。

また、刑事上名誉毀損や侮辱となるような行為は、民事上の不法行為にも該当し、書き込んだ者は、その職員に対して、慰謝料の支払義務を負うことにもなります(民709・710)。

3 録画の公開

庁舎の管理者は、庁舎管理権や平穩に業務を遂行する権利に基づき、庁舎内での録画により平穩な業務の遂行が阻害される場合、録画を禁止することができます（千葉地判令2・6・25判自466・13参照）。そのため、庁舎の管理者が録画を禁止しているにもかかわらず、庁舎内で許可を得ることなく録画をした場合、違法な行為となる可能性があります（〔46〕参照）。

また、職員の承諾を得ずに、その職員の容ぼうがはっきり分かるように撮影する場合、肖像権の侵害となる可能性もあると考えられます。

動画の撮影が違法である場合、当該動画を公開することも、違法となります。

このような場合には、その動画が公開されたウェブサイト（YouTubeなど）の管理者に対し、動画の削除を請求することができます。ウェブサイトの管理者が、任意に請求に応じてくれない場合、仮処分の申立てや訴訟を提起する必要があります。

なお、公開された動画に悪質な改変、編集等が行われ、職員の社会的評価を低下させるような内容となっていた場合、名誉毀損となる可能性もあります。

ワンポイントアドバイス

インターネット上で誹謗中傷の書き込みが行われた場合、犯人の特定のために、プロバイダ責任制限法（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律）に基づき、発信者情報開示請求手続を行うことがあります。

この発信者情報開示手続の際に、誹謗中傷の書き込みが行われた投稿日時、投稿内容、投稿日時のURLが、発信者の特定のために必要で

す。そこで、書き込みに気づいたらすぐに、スクリーンショットをしておきましょう。

また、インターネット掲示板・SNSを運営しているコンテンツプロバイダー会社が、投稿者に紐づくIPアドレス等の情報（ログ）をずっと保存しているわけではありません。

そこで、被害に遭ったことに気付いたら、速やかに警察、弁護士等への相談をした方がよいでしょう。

詳しくは、[33]を参照してください。

(森 伸恵)

[50] 職員に対するセクハラ事案

先日、窓口で対応した男性市民の方から、「かわいいね」「指輪してないけど結婚してないの?」「今度遊びに行かない?」などと言われました。適当に流そうとしたのですが、そのうち「色っぽいね」「すごいタイプ」などと言われて本当に気持ちが悪かったです。どうすればよかったのでしょうか。

対応のポイント

- ・「お客様は神様」ではない。お客様（市民）平等主義の意識を持つ。
- ・業務に直接関係しない話題は対応する必要がない。
- ・セクハラ発言は不法行為が成立し得るが、不法行為に至らない発言であってもやめるよう注意・警告したい。
- ・担当者を変更するか、少なくとも複数対応すべき。

解説

1 「お客様は神様」ではない

本件では、窓口対応した市民から、「かわいいね」「色っぽいね」「すごいタイプ」などと言われ、非常に気持ち悪い思いをしたということです。

本当に災難だったと思います。

前提として「お客様は神様」ではないということについて、[26]をご参照ください。

多くの自治体職員の皆様は、我慢し過ぎているように見受けられま

す。税金を財源として行政サービスを提供する自治体という立場や、録音録画機器及びインターネットの普及に伴い不平不満や誹謗中傷が容易に拡散される現代社会であっても、我慢し過ぎる必要はありません。「ダメなものはダメ」ということで、勇気をもって毅然と対応していただけたらと思います（「毅然とした対応」の意味については[48]をご参照ください）。

2 業務に直接関係のない会話

当然のことですが、役所は、市民に対する行政サービスの提供という業務を行う場であり、業務に直接関係のない話題については、そもそも対応する必要がありません。

もちろん、円滑な行政サービスの提供や、その場を明るくするという観点等から、業務に直接関係のない会話をして構いませんが、それはあくまで双方が望んでいる場合に、他の業務に支障がない範囲に限るべきです。

3 セクハラ発言への対応

(1) 市民の性的言動とセクハラ

本件では、「かわいいね」「指輪してないけど結婚してないの?」「今度遊びに行かない?」「色っぽいね」「すごいタイプ」などと言われたということです。

現代社会において、これらの発言が他の職員からなされた場合、セクシュアルハラメント（セクハラ）に該当し、懲戒処分等の対象になり得ることは言うまでもないことと思われます。

これに対し、市民からなされた場合はどうでしょうか。市民の場合には、職員ではないので、（被害者の職場における）懲戒処分ということはありません。ですが、市民による性的言動も、「職場における性的

な言動」(雇均11①参照)であり、セクハラに該当し得ます。

(2) セクハラ発言と不法行為等

その上で、市民のセクハラ発言は、業務に直接関係のない話題ですし、当然こちらが不快になるものですので、上記2で述べたように、対応する必要はありません。

そして、身体的な接触がないセクハラ発言のみであっても、場合によっては不法行為(民709)が成立し得ます。

不法行為に至らない程度の発言であっても、前述したように業務に直接関係がなく、こちらが不快になるものに対しては、やめるよう注意ないし警告して構いませんし、可能な限り注意等されるのがよいかと思えます。

もともと、セクハラ発言をされた本人が直接やめるよう注意等することは難しい場合もありますし、適当でない場合もあります。そのため、セクハラ発言をされた場合には、可能な限りその場で他の職員に報告し、対応を代わってもらったり、少なくとも複数対応に切り替えるのがよいと思われれます(その上で、交代ないし加わってもらった職員から、必要に応じて注意等してもらうのがよいでしょう)。

4 組織的対応

事業主には、セクハラ防止のための雇用管理上の措置を講じる義務があり(雇均11①)、自治体にもこの規定は適用されます(雇均32参照)。また、自治体には安全配慮義務(労契5参照)もあります。そして、自治体ごとに具体的な規定は異なりますが、人事院規則10-10(セクシュアル・ハラスメントの防止等)に準じたセクハラ関連規定を設けていることが多いようです。

かかる法令等からも、職員が市民からセクハラ被害を受けていることが分かったら、上司や周囲の職員は、速やかに担当者を変更したり、少なくとも複数対応するなどして、職員を守る必要があります。

ワンポイントアドバイス

本件は、男性市民の女性職員に対するセクハラ事例ですが、セクハラについては、典型的ともいえる男性職員から女性職員に対するものはもちろん、女性職員から男性職員、男性職員から男性職員、女性職員から女性職員、男性職員から女性市民、女性職員から男性市民など様々なものがあり、誰しもが加害者・被害者になり得ます。

そして、ある言動がセクハラに該当するか否かは、当該行為を受けた本人の主観のみならず、客観面も考慮されることとなりますが、明確な判断基準はなく、結局はその時代の社会通念上相当の範囲内か、つまりは「常識」に照らしてアウトか否かということになります。

「常識」は時代によって変わり得ます。とりわけ各種の「ハラスメント」については、一昔前は許されていたものが今は許されないということも少なくありません。今の「常識」に敏感になり、言動が「常識」の範囲を逸脱しないように注意しましょう。

(木村 裕史)



新日本法規